

KWE 供給者行動規範

方 針

KWE の供給者行動規範(「本規範」)は、KWE およびそのグループ会社 (以下、総称して「KWE」) のすべての供給者に適用される商取引の基準となります。各取引における供給者の責務として、本行動基準を遵守することならびに誠実な行動を取ることが求められています。なお、供給者には、KWE およびその顧客に製品またはサービスを提供する会社、法人、個人企業または個人 (供給者の従業員、代理人または請負業者を含むがこれらに限定されるものではない。) が含まれます。

一般条項および行動基準

当社と供給者との卓越した協力関係は、誠実さ、信頼、尊敬、および法令遵守を確実に実施することにより築かれるものです。私たちが供給者に求める行動原則については、以下のとおりであります。

1. 法令遵守

どの供給者も、適用法、国際条約および各々の国や事業活動を行う地域の規則等を遵守した上で、事業活動を行わなければなりません。

(1) 競争法および反トラスト法

供給者は、適用される競争法および反トラスト法を遵守した上で、事業活動を行わなければなりません。供給者は、KWE に提供する (または KWE によって提供される) 商品またはサービスを不当に制限し、もしくはその価格に影響を及ぼすような非合法の契約および合意をすることは許されません。

(2) 汚職防止・贈収賄防止

供給者には、国際的に適用されるあらゆる汚職防止法および贈収賄防止法を遵守する義務があります。また、供給者は不適切な恩恵や利益を得る目的で、いかなる物品の供与またはその供与の提案、もしくは、直接・間接問わず、いかなる政府職員、政府関係会社の従業員または政党、顧客または第三者に対しても不適切な金銭供与を

行うことを禁止されています。

(3) 贈り物・接待

供給者は、KWE の従業員が特別な場合や少額ギフトを除き、いかなるギフト（食事、接待を含む。）も授受しないことを認識する必要があります。

(4) データ保護

供給者は、適用される個人データ保護法および規則等を遵守しなければなりません。KWE に代わって個人データを収集、処理または管理する供給者は、サービスに関する KWE の方針および内部規程を遵守し、且つ、個人情報の不適切で許可されていない利用および漏洩を防止しなければなりません。

(5) 国際貿易取引

国際貿易管理（以下 ITC）に関する法律または規則および国ごとの貿易制裁は、（商品、サービス、技術および財務に関連する）国際取引に影響を与えます。供給者は、ITC に関する法律または規則（米国財務省外国資産管理局「OFAC」によって公布される適用規則を含むが、これに限定されるものではない。）を遵守した上で、事業を運営しなければなりません。供給者は、特定の国、政府、組織、法人、会社、個人または資産に対して適用される国際的な制裁措置に関する完全で最新の知識を備えていなければなりません。また、適用法や規則によって禁じられている地域において、供給者は上記特定の国等との共同事業に従事してはいけません。

(6) マネーロンダリング・テロ資金供与防止法

供給者は、適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与防止法その他規則を遵守する義務があります。供給者は、犯罪やテロ行為に関係する資金を故意に洗浄してはなりません。また、供給者は、直接・間接問わず、米国またはその他国内外の機関によってテロリストまたはテロ組織と指定されたリストに含まれる人物と共同して事業活動を行ってはいけません。供給者には、適法な原資に基づき運営される合法的な事業に従事する顧客またはサプライヤーと共に事業を運営することが求められます。

(7) インサイダー取引

供給者は、直接・間接問わず、KWE から受領したまたは KWE の代理で引き受けた業務に関連して入手した非公開の秘密情報を用いて KWE 株式の取引を行ってはいけません。

2. 商慣行

供給者は、自社の従業員、サプライヤーおよび顧客（KWEを含む。）との取引、やり取りに際し、最高の基準を満たす法的行為および商行為を果たすことが期待されています。

(1) KWE の資産

供給者は、KWE の資産、KWE から委託された資産または KWE に再委託した資産および KWE の顧客または下請企業の資産を改変し、または非合法に評価してはなりません。

(2) 正確な事業記録

供給者は、KWE との事業に関連するあらゆる取引について、正確かつ最新の財務および会計記録を維持するとともに、3年以上はそれらの記録を保有する義務があります。会計または財務の記録・処理については、取引または記録の事実を偽装し、または隠蔽することは許されません。

(3) 秘密情報

供給者は、KWE の秘密情報を保護するとともに、KWE の書面による許可がない限り、当該秘密情報をいかなる第三者にも開示してはなりません。

(4) 知的財産

供給者は、法律に抵触することなく KWE の知的財産を保護し、有効な特許については尊重する必要があります。

(5) 信義誠実および合法的行動

供給者は、故意の不正行為、犯罪行為および詐欺とされるようないかなる行為も許されません。

3. 倫理原則および利益相反

供給者は、最高の倫理基準を満たす事業運営を行うべきです。供給者はあらゆる取引において、不公正な取引および利益相反または利益相反に類する行為を回避しなければなりません。

4. 安全衛生

供給者は、安全で衛生的な労働環境を自社の従業員に提供する義務があります。供給

者は、違法ドラッグや違法アルコール禁止の方針を堅持・強化する必要があります。

5. 労働

供給者は、賃金、労働時間・条件および児童労働の禁止に関する（これらに限定されないが）あらゆる適用法を遵守する義務があります。

供給者は、雇用および雇用慣行（昇進、報酬および研修参加）に際して、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族性、障害、妊娠、宗教、政治的属性、労働組合員資格または軍歴にも基づく差別的取扱いは禁じられています。

6. 供給者管理

全供給者は、本規範に抵触することのないよう、適切かつ意味のあるコンプライアンスポリシーおよびプログラムを維持しなければなりません。供給者は、本規範の内容を理解した上で遵守することを書面にて承諾するものとします。

KWE は、供給者の法令遵守状況につき、双方合意した時および場所にて監査を行う権利を持つものとし、供給者は当該監査に全面的に協力する必要があります。

7. 環境法令の遵守

供給者は、環境に対する負荷を最小限にするために、責任ある且つ効率的な方法で事業活動を行うとともに、適用されるあらゆる環境法令を遵守しなければなりません。

違反した場合

供給者が本規範に違反した場合は、KWE の権利を侵害することなく、KWE は当該違反を知ってから30日以内に供給者に書面通知することによって、供給者と締結した契約を解除できるものとします。

倫理に関する報告先

本規範に違反していると思われる行為または違反する可能性のある行為につき報告する場合は、まず KWE に連絡し、懸念事項を解決されることを奨励します。それが不可能も

しくは適切ではない場合には、当該報告をウェブサイトまで送信することも可能です。

(<https://www.kwe.co.jp/en/contact/other-form>)

KWE は、可能な限り秘密性を保護するとともに、本規範に関する違反（その可能性のある行為を含む）を誠実に報告した方々に対する報復措置を許容することはありません。

翻 訳

本規範は、世界中の供給者が熟知・理解し易くなるように他言語に翻訳される場合があります。その場合に、英語原本と翻訳版との間に解釈・意味の上で齟齬が生じたときは、当該英語版が優先するものとします。

以上